株式等納税猶予税額の計算書

被相続人	
経営承継人（経営承継相続人等・経営相続承継受贈者）	

第8の2表（平成30年分以降用）

この計算書は、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
（注）　経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第８の２表）において「経営承継人」と表記しています。

私は、第８の２表の付表１・付表２の「２　対象非上場株式等の明細」又は第８の２表の付表３の「２　対象相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項、同法第 70 条の７の４第１項、所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）附則第 64 条第２項又は第７項）の適用を受けます。

１　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

①　この計算書の経営承継人の第８の２表の付表１・付表２・付表３のＡ欄の合計額	円
②　この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第１表のその人の③欄の金額）	
③　この計算書の経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（この計算書の経営承継人の第１表の（①＋②）（又は第３表の①欄）の金額）	
④　控除未済債務額（①＋②－③）の金額（赤字の場合は０）	
⑤　特定価額（①－④）（1,000 円未満切捨て）（赤字の場合は０）	,000
⑥　特定価額の 20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000 円未満切捨て）	,000
⑦　この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の者の第１表の⑥欄（又は第３表の⑥欄）の金額の合計）	,000
⑧　基礎控除額（第２表の㋩欄の金額）	,000,000
⑨　特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑦－⑧）	,000
⑩　特定価額の 20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥＋⑦－⑧）	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑨×⑫）	⑭相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「速算表」で計算します。）	特定価額の 20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑮法定相続分に応ずる取得金額（⑩×⑫）	⑯相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「速算表」で計算します。）
		円 ,000	円	円 ,000	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑰相続税の総額（⑭の合計額）	00	⑱相続税の総額（⑯の合計額）	00

（注）１　③欄の「第１表の（①＋②）」の金額は、経営承継人が租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第３表の①欄」の金額となります。また、⑦欄の「第１表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第３表の⑥欄」の金額となります。
２　⑪及び⑫欄は第２表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

２　株式等納税猶予税額の計算

①　（経営承継人の第１表の（⑱＋⑳－⑫））の金額	円
②　特定価額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑰×１の⑤／１の（⑤＋⑦））	
③　特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	
a　（②＋③－経営承継人の第１表の⑫）の金額（赤字の場合は 0）	
④　特定価額の 20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑱×１の⑥／１の（⑥＋⑦））	
⑤　特定価額の 20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）	
b　（④＋⑤－経営承継人の第１表の⑫）の金額（赤字の場合は 0）	
c　経営承継人の第１表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第１表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は 0）	
⑥　（①＋ａ－ｂ－ｃ）の金額（赤字の場合は 0）	
⑦　（ａ－ｂ－⑥）の金額（赤字の場合は 0）	
⑧　対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が２社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注２参照）	
イ（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑦×イの株式等に係る価額／１の①）（100 円未満切捨て）	00
ロ（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑦×ロの株式等に係る価額／１の①）（100 円未満切捨て）	00
ハ（会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑦×ハの株式等に係る価額／１の①）（100 円未満切捨て）	00
⑨　株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）（注３参照）	A 00

（注）１　ｃ欄の算式中の「第１表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第１表の⑩」の金額とします。
２　⑧欄について、対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が１社のみの場合は、⑧欄の記入は行わず、⑦欄の金額を⑨欄に記入します（100 円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第８の２表の付表１及び付表２の「２　対象非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第８の２表の付表３の「２　対象相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が４社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
３　⑨欄のＡ欄の金額を経営承継人の第１表の「株式等納税猶予税額㉔」欄に転記します。なお、経営承継人が「農地等についての納税猶予及び免除等」、「山林についての納税猶予及び免除」又は「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」若しくは「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合は、⑨欄のＡ欄の金額によらず、第８の５表の⑭欄の金額を経営承継人の第１表の「株式等納税猶予税額㉔」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力		確認			